



ストップ・ザ・違法車両！

～特殊車両・過積載の取締りを実施します～

道路を利用するには、車両運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、法に沿った通行を心がけなければなりません。

しかし、無許可の特殊車両や過積載など重大事故につながる恐れのある車両は依然として多く、これら違法車両を排除するために、国道17号を管理する長岡国道事務所・関越自動車道を管理するNEXCO東日本・新潟県南魚沼警察署において同時に取締りを実施します。

1. 日時 平成27年9月28日(月) 9時30分から11時30分まで
(※雨天時は中止する場合があります。)
2. 場所 国道17号 塩沢道路ステーション
(新潟県南魚沼市大字関字大塚地先)
関越自動車道 土樽パーキングエリア(上り線)
(新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽地内)
3. 所轄警察署 南魚沼警察署、高速道路交通警察隊湯沢分駐隊
4. 取材について
当日の取材は可能ですが、事前に下記まで連絡をお願いします。

※ 報道解禁時間は、取締りの終了後にお願いします。

お問い合わせ先 : 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所
湯沢維持出張所長 関根 伸幸 [電話] 025-784-1177
[FAX] 025-784-4433
東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本) 新潟支社 湯沢管理事務所
管理担当課長 永松 誠司 [電話] 025-784-3921 (代表)
[FAX] 025-785-6131
新潟県南魚沼警察署交通課 小川 道隆 [電話] 025-770-0110



◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条1項、車両制限令第3条）

➤ 下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

取り締まり場所

